

令和7年つくば市議会定例会令和8年1月緊急会議提出案件一覧

・報告3件 　・議案3件　　計6件

【報告3件】

案件名	概要	所管課
<p>報告第41号 専決処分事項の報告について (専決処分第28号 損害賠償額の決定及び和解について)</p> <p>地方自治法第180条第1項 令和7年12月22日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(公務中における公用車の事故)</p> <p>消防車が主要地方道つくば真岡線を南に向かつて走行中、消防車の左アンダーミラー及び左サイドミラーと相手方が所有する瓦塀が接触し瓦の一部を破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 99,000円</p>	消防本部 消防救助課

<p>報告第42号 専決処分事項の報告について (専決処分第29号 損害賠償額の決定及び和解について) 地方自治法第180条第1項 令和7年12月25日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(学校施設管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>つくば市立竹園東小学校において、学校管理員が除草作業中、刈払機によってはねた石が、駐車していた相手方車両の後部に当たり、リアガラスを破損させたもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 144,485円</p>	<p>教育局 教育総務課</p>
---	--	-------------------------------

<p>報告第43号 専決処分事項の報告について (専決処分第30号 損害賠償額の決定及び和解について) 地方自治法第180条第1項 令和7年12月26日専決処分</p>	<p>損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事故)</p> <p>つくば市道4-4021号線の街路樹の枝が民有地側に越境して電線を切断したこと、相手方が所有する共同住宅で停電と断水が発生したため、電線の修理を行ったもの</p> <p>相手方に対する市の支払額 93,500円</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
---	--	-------------------------------

【議案3件】

案件名	概要	所管課
議案第92号 令和7年度つくば市 一般会計補正予算 (第8号)	<p>歳入歳出予算を18億7,100万円増額し、総額を1,367億7,422万4,000円とする。</p> <p>繰越明許費の追加 2件</p> <p>1 物価高騰対策生活者支援給付金事業 12億5,869万円</p> <p>2 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業 2億5,496万7千円</p> <p>【歳入内訳】</p> <p>1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国10/10) 15億6,787万円</p> <p>2 地域における受入環境整備促進事業費補助金 (国10/10) 4,685万円</p> <p>3 茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事務費、事業費補助金 (県10/10) 2億5,628万円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 物価高騰対応重点支援事業</p> <p>物価高騰の影響を受けている事業者及び生活者に対して、負担を軽減する支援を実施するため、追加補正を行う。</p> <p>(1) 物価高騰対策生活者支援給付金事業 (企画経営課)</p> <p>(2) 障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業 (障害福祉課)</p> <p>(3) 保育施設等物価高騰対策支援事業 (幼児保育課)</p> <p>(4) 児童クラブ光熱費物価高騰対策支援事業 (こども育成課)</p> <p>(5) 肥料費高騰対策支援事業 (農業政策課)</p> <p>(6) 公共交通燃料費等高騰対策支援事業 (総合交通政策課)</p>	財務部 財政課

地方自治法 第96条第1項第2号	<p>2 ハンズフリーチケッティング事業（科学技術戦略課） 「つくばハンズフリーチケッティング共同事業体」が行うハンズフリーチケッティング事業において、国からの補助金を事業体が直接受ける手法から、事業体への負担金を増額し、事後に市が補助金を受ける手法に変更したため補正を行う。</p> <p>3 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業（こども政策課） 物価高騰の影響を受けて困難に直面している低所得の子育て世帯（ひとり親を含む）に対し、「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」を支給するため支給する。</p> <p>4 つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会事業（こども未来センター） 産後ケア事業重大事故について検証又は検討をするため、つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会を設置し、必要となる経費について追加補正を行う。</p>	
---------------------	---	--

<p>議案第93号 つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>人事院勧告（令和7年8月7日付け）を受け、国家公務員の給与法が改正されたことを踏まえ、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数、通勤手当を改めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の月例給の改定 令和7年4月から、初任給及び全体の給料月額を引上げる（平均改定率3.59%）。 ・一般職賞与の改定 令和7年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引き上げる。 ・特別職賞与の改定 令和7年12月期から、期末手当を0.05月分引き上げる。 ・特定任期付職員の月例給の改定 令和7年4月から、給料表を増額改定する。 ・特定任期付職員の賞与の改定 令和7年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引き上げる。 ・会計年度任用職員の給料表の改定 令和7年4月から、給料表を増額改定する。 ・会計年度任用職員の賞与の改定 令和7年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引き上げる。 ・通勤手当の改定 一部距離区分において引き上げ改定、及び距離区分の新設 	<p>総務部 人事課</p>
---	--	--------------------

<p>議案第94号 つくば市産後ケア事業重大事故検証委員会条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>附属機関として、産後ケア事業重大事故の経過、発生原因の分析及び必要な再発防止策の検討を行う第三者委員会の設置のため、新たに条例を制定するもの</p>	<p>こども部 こども未来センター</p>
--	---	---------------------------